

勤務医会員島根県医師会協力貯蓄制度運営規則

(目的)

第1条 本制度は、病院等に勤務する島根県医師会員の福祉の増進をはかり、本会の事業目的達成に寄与することを目的とする。

(加入手続)

第2条 本制度に加入しようとする会員は、所定の申込書を本会に提出するものとする。

(積立額)

第3条 本制度に加入した会員は、1口につき毎月10,000円を積立るものとし、山陰合同銀行（以下「合銀」という。）にあっては、会員個人名義の「預入期間5カ年、据置期間3カ月の積立定期預金」に、みずほ銀行にあっては、「5カ年の積立定期預金」に預け入れる。

2 同左

(積立金の利子)

第4条 本積立金の利子は、預託銀行の利払期に会員の積立額に加算する。

(積立金の預託)

第5条 加入会員は、合銀にあっては会員の希望する店舗に、みずほ銀行にあってはみずほ銀行松江支店に積立金等を支払うに足りる金額を預託しなければならない。

(積立金の返還)

第6条 第3条により積立てた預託金の返還は、次によるものとする。

- 一 合銀にあっては第1回積立から5年3カ月を経過したときに行い、第1回積立以降の5年分につき一括して払戻すものとする。以後これを繰り返す。
- 二 みずほ銀行にあっては第1回積立から5年を経過したときに行い、第1回積立以降の5年分につき一括して払い戻すものとする。以後これを繰り返す。

(積立金の解約)

第7条 本積立金は、下記の場合を除く外、一部払出し、または解約することはできない。

- 一 本制度の廃止を決議したとき
- 二 会員の資格を喪失したとき
- 三 本制度を脱退したとき

(規則の改廃)

第8条 この規則は、代議員会の決議を経なければ改廃することができない。

附 則

(施行期日)

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。